

被保険者数が51人以上の企業等の 事業主のみなさまへ

令和6年10月から

パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等：「特定適用事業所」と言います。）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

＜加入対象（短時間労働者）の要件＞

- | | |
|--|--|
| ☐ 週の所定労働時間が20時間以上 | ☐ 2カ月を超える雇用の見込がある |
| ☐ 所定内賃金が月額8.8万円以上 | ☐ 学生ではない |

○厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等について

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が1年のうち6月間以上51人以上となることを見込まれる企業等のことです。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の厚生年金保険被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の厚生年金保険被保険者数となります。

令和6年10月の適用拡大に向けて社会保険労務士等の専門家がサポートします

専門家活用支援事業

事業主・従業員のみなさまへのご説明のために、ノウハウ豊かな社会保険労務士等を、無料で派遣します。

適用拡大
に向けた準備
の検討

従業員への
説明
サポート

手続きに
関する
アドバイス

お申し込み方法

STEP1 まずは管轄の年金事務所にお電話ください。

《管轄の年金事務所一覧》※年金事務所の電話番号はこちらから確認できます。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



STEP2 後日「専門家派遣依頼届※」を管轄の年金事務所にご提出ください。

※「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る専門家派遣依頼届」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>



【お問い合わせ先】管轄の年金事務所までお問い合わせください。※年金事務所一覧は日本年金機構 HP から確認できます
(https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/chiba/kankatsu_chiba.html)

【事業ホームページ】<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>